

雇用就農PR動画制作業務に関する企画提案募集要領

この要領は、雇用就農PR動画制作業務を委託するに当たり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

雇用就農PR動画制作業務

2 目的

雇用就農（農業法人等に就農して農業に従事すること）について、求職者の理解を深めるPR動画を作成して、センターHP等で周知することにより、農業生産法人等への求職者の拡大を図る。

3 委託業務の概要

- (1) 雇用就農PR動画制作業務について
※詳細は、別添「雇用就農PR動画制作業務に係る仕様書」のとおり
- (2) 委託期間
契約締結日から令和2年11月16日（月）
- (3) 委託経費（上限額）
1,573千円（消費税及び地方消費税を含む。）
実際の契約額は、企画提案内容等に基づき決定する。

4 応募資格

応募する時点で次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 青森県競争入札参加資格者名簿の営業種目「W02 映画・ビデオ制作」に登録されており、等級格付けが「B」以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社又は法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (4) 青森県からの指名停止措置に該当している者でないこと。
- (5) 特定の宗教活動や政治活動を実施している者でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員統制の下にある者でないこと。

5 提出資料

- (1) 企画提案書

ア 仕様：仕上りをA4版とする。縦使い、横使いは問わない。

イ 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

ウ 記載必要事項

①企画案

農業法人へ就職を希望する求職者が、雇用就農（農業法人等に就職して農業に従事すること）について理解できる内容とし、求職者の拡大につながるような動画の企画案を作成する。

②実施体制及び作業行程

本業務を受託した場合の業務実施体制及び関わるスタッフの概要（連携をする全ての社、子会社を含む）及び作業スケジュールを作成する。

③経費見積書

3の（3）委託経費（上限額）以内で見積もり、委託業務内容の実施のために必要な経費（消費税を含む）について、積算内訳（単価、数量）が分かるように作成する。

④過去の実績

過去に類似の業務を実施したことがある場合は、その実績の概要（地方自治体に限らない）を提出する。

（2）その他、企画提案を説明するために必要な書類を提出する。

6 参加方法

別紙様式1「参加表明書」を令和2年9月17日（木）16時（必着）までに公益社団法人あおもり農林業支援センターへ提出すること。（持参、郵送、FAX）

7 質問方法

企画提案に関する質問は様式2により、令和2年9月17日（水）16時までFAX又はメールで受け、質問した者だけでなく応募者に対して、9月23日（水）までにHPで回答を公表する。

8 審査方法

企画提案の審査会により、参加表明者の中から委託候補者を決定する。

（1）審査会の日時及び場所

令和2年9月30日（水）

公益社団法人あおもり農林業支援センター内を予定

※時間、場所の詳細については、参加表明した業者に別途通知する。

（2）実施方法

- ア 応募者は、企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
- イ プレゼンテーションの時間は、1者当たり15分とし、その後、5分間の質疑応答を行う。

(3) 審査方法及び評価基準

公益社団法人あおもり農林業支援センター及び構造政策課職員で構成する審査員が総合的に評価し、委託候補者を決定する。

なお、審査基準については別添『「雇用就農PR動画制作業務」審査票』のとおり。

(4) 結果の通知

- ア 応募者には、採用・不採用に関わらず、選定結果を書面により通知する。
- イ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 スケジュール

令和2年9月 9日（水）公募開始

9月17日（木）参加表明書及び質問書提出期限

9月23日（水）質問書への回答送付

9月29日（火）企画提案書提出期限

9月30日（水）プレゼンテーション審査

10月上旬 委託業者決定、契約締結・企画案に係る詳細打合せ

10 委託候補者との手続き

- (1) 企画提案書が選定された者は委託候補者とし、随意契約の見積徴収の相手方とする。
- (2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (3) 委託業務の実施に関して、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議の上、決定する。

11 その他

- (1) 審査会参加に要する費用は支給しない。
- (2) 提出された企画提案書は、委託先選定の審査にのみ使用する。また、提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書の差し替え及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。
- (4) 提案数は、1者1案とする。
- (5) 成果品の所有権及び著作権は、データも含め全て青森県に帰属するものとする。

12 問合せ先

〒030-8501 青森市新町二丁目4-1

公益社団法人あおもり農林業支援センター

総務・担い手支援課 就農総括相談員 工藤 昭広

TEL : 017-773-3131

FAX : 017-734-1738

メール : akihiro.kudou@aoimori-norin.jp